新城市長 穂 積 亮 次 様

新城市作手地域審議会 会長 安藤 嘉浩

地域自治区制度について (答申)

平成23年5月18日付け新企3・1・3で諮問のあった標記の件について、 地域審議会に関する事項第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり答申しま す。

記

はじめに、本年3月11日に発生した東日本大震災から5カ月が過ぎようとしています。被災された多くの皆さんに対し、心からお見舞い申し上げるとともに、お亡くなりになられた皆さんに深く哀悼の意を表します。

さて、今後発生が予想されている東海地震、東南海地震、南海地震及びその 連動型巨大地震は、私たちが暮らすこの地域にも高い確率で襲ってくる可能性 があります。作手地区は、市役所本庁舎がある市街地から遠く離れており、災 害による孤立が懸念されています。この地域自治区制度については、合併によ る広い市域において、各地域の細部まで行政の手が届き、地域住民の意向が反 映される制度としてその必要性を感じております。

また、区割については、地域性等を考慮し修正案で示された9地区が良いと 考えます。

なお、この制度を進めるにあたり、次の事項に特に配慮をお願いいたします。

1 行政区長との連携について

- ・地域自治区イメージ図では、自治振興事務所から市民に向けての情報提供のみである。市役所からの行政情報を地域協議会に流していただき、 行政区長を通じて地域住民に提供するなど、地域協議会と区長とが上手 に連携できる仕組みが必要である。
- ・地域協議会委員の任期は2年であるが、行政区長の任期は1年間である。 制度をつなげていくために、区長任期の整合が必要である。

2 各地域自治区を取りまとめる組織

- ・地域自治区からの要望事項については、事業ごとの担当部局ではなく地域自治区の受付窓口を本庁内に設置し、定期的に部長会議などで議論の うえ御回答いただく仕組みが必要である。
- ・同じ市民としての意識を育み共有していくためにも、各地域自治区を横 断的に取りまとめる組織が必要である。

3 自治振興事務所について

- ・現在の総合支所機能がどの様に変わるのか明示いただきたい。
- ・自治振興事務所は、ワンストップサービス化が示されている。住民が必要とする用件が自治振興事務所で完結できるよう権限もった責任者の配置と相応の職員数を確保いただきたい。

4 その他